

沖縄県契約審議会委員の事前意見等への対応方針について

No.	取組番号	意見等の要旨	対応方針 (質問への回答・県の考え方等)
1	全般	<p>県の財務規則上、原則として受注者は契約保証金を納付する必要があるが、災害復旧支援や防疫支援協定に基づく契約等の緊急を要する契約の手続きに支障を来しており、規則の見直しが必要ではないか。</p> <p>災害復旧支援や防疫支援協定に基づく契約等の緊急時における契約のあり方について、見解を求めたい。</p>	<p>(財政課)</p> <p>契約保証金は、契約者が契約上の義務を履行しないときに、地方公共団体がその代償として当該保証金を当該地方公共団体の所得とするところによって、相手方の義務の履行を促進することを目的とするものです。</p> <p>本県の場合、沖縄県財務規則第101条第2項において、他の手段によって契約の履行が担保される場合等に契約保証金の全部又は一部を免除できる事項を規定しております。</p> <p>県としては、災害等が発生した場合には、関係機関と連携し、物資の購入や配送、人員や機材の確保等について速やかな対応が必要であると考えており、今回のご意見を踏まえ、財務規則改正の手続きを行っております。</p>
2	71, 97, 107, 113	<p>全般的に取組が進んでいると思うが、取組方針において引き続き「今後実施を検討する取組」とされているもの(取組番号71, 97, 107, 113等)について、何か取り組むことが難しい理由があるのか。</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>新たな取組については、担当部局が中心となって実施に向けた検討を行い、具体的な取組方法等を提示したうえで他部局等に拡げていく必要があります。</p> <p>ご指摘の取組についても実施に向けた検討を進めているところですが、特に県契約の相手先選定に当たっての評価に関する取組(71, 97, 107)については、透明性や競争の公正性の確保の観点から、客観的かつ明確な基準等が必要となるほか、入札等の参加者数を一定数確保する必要があることから、慎重に検討する必要があると考えているところです。</p> <p>引き続き、どのような評価基準及び方法が適切かについて、他自治体の事例等を研究しながら、実施に向けた検討を進めてまいります。</p>
3	全般	<p>文書や庁内向けの説明会において、未実施の取組の早期実施や新たな取組の積極的な検討について各部局等へ促しているとのことだが、新たな取組の検討にはある程度時間がかかると思うので、引き続き条例の趣旨が形骸化しないように取り組んでいただきたい。</p>	<p>(労働政策課)</p> <p>条例の趣旨や取組方針について庁内における浸透を図るため、引き続き、文書による通知や庁内向け説明会を実施いたします。また、具体的な取組事例を庁内向け掲示板に常時掲載する等により部局等の取組を促進してまいります。</p>